給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再口）第１００００４号

東京都東大和市新堀２丁目1453番地の99

再生債務者　小林　政宗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月16日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（再口）第８号

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂722番地の13

再生債務者　宮田　高司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月９日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（再口）第２号

静岡県浜松市東区有玉台３丁目６番10号

再生債務者　三枝　敏朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再口）第３号

静岡県浜松市東区有玉台３丁目６番10号

再生債務者　三枝　順子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再口）第２号

兵庫県姫路市白浜町神田２丁目13番地２

再生債務者　松村　幸也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月15日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（再口）第２号

三重県松阪市嬉野町1394番地112

再生債務者　坂口　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月16日　津地方裁判所再生係

平成２１年（再口）第１号

長野県飯田市龍江9157番地６

再生債務者　堀内　政文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月15日　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（再口）第２号

長野県飯田市龍江9157番地６

再生債務者　堀内　京子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月15日　長野地方裁判所飯田支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第５号

平成21年９月27日に執行する研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理審議会委員選挙において宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者として届出のあった、渡邉正弘は、立候補を辞退したので、公告する。

平成21年９月29日

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社

地域支社長　水野　政之

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成21年９月16日

文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣　塩谷　立

別表（第３条関係）中「国立国語研究所支部立川市」を削る。

附　則

1　この変更は、平成21年10月１日から施行する。

2　国立国語研究所支部の廃止に伴う当該支部の残余事務の処理は、人間文化研究機構支部において行うものとする。

東京都墨田区公債償還公告

抽せんの結果、東京都墨田区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
公債平成11年度第１回	平成21年11月25日	4,640千円	３・４ 45 54	１～３ 16 23・24	12・13 30・31	—
公債平成14年度第１回	平成21年11月24日	15,600千円	—	28～33	41～45	14
公債平成17年度第１回	平成21年11月16日	26,220千円	７・８	19・20	10～15	76・77

平成21年９月29日　東京都墨田区

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十一年十一月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年十月二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年九月八日

掲載頁　八十九頁（号外第一九三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年九月八日

掲載頁　八十九頁（号外第一九三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年九月八日

掲載頁　八十九頁（号外第一九三号）

平成二十一年九月二十九日

北海道函館市港町三丁目一九番二号

（甲）道南自動車フェリー株式会社

代表取締役　関根　二夫

北海道函館市港町三丁目一九番二号

（乙）東日本フェリー株式会社

代表取締役　関根　二夫

北海道函館市港町三丁目一九番二号

（丙）東日本シップマネージメント株式会社

代表取締役　関根　二夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/fujioka/index.html

（乙）http://www.ussnet.co.jp/jpn/ir/kk/gunma/index.html

平成二十一年九月二十九日

群馬県藤岡市中五八番地

（甲）株式会社ＵＳＳ藤岡

代表取締役　安藤　之弘

群馬県藤岡市中三八七番地

（乙）株式会社ユー・エス・エス群馬

代表取締役　新井　米一